

「船橋市木造密集住宅地基本方針（案）」に対する意見の募集結果について

「船橋市木造密集住宅地基本方針（案）」に対する意見の募集に際し、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見とそれらに対する本市の考え方について公表します。

【意見の募集期間】

令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 7 月 3 1 日（水）まで

【資料の閲覧場所】

都市政策課（市役所本庁舎 5 階）、行政資料室（市役所本庁舎 1 1 階）、
船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館、船橋市ホームページ

【意見を提出できる方】

市内在住・在勤・在学の方、この方針に関係がある方

【意見の提出方法】

郵送、F A X、電子メール、持参

【意見募集の結果】

提出件数 1 件

[内訳]

<受付方法別>

郵送	F A X	電子メール	持参
1 件	0 件	0 件	0 件

<居住地別>

市内	市外
1 件	0 件

意見総数 1 件

【いただいたご意見の概要と本市の考え方】

No.	意見の概要	市の考え方
1	下記項目等を考慮し、広い場所、空き地を確保してほしい。それが災害時の人的被害を少なくし復興を早め、復興後の船橋市の発展に繋がっていくと思う。	ご意見を参考に、今後の対応を検討してまいります。なお、項目ごとの詳細につきましては下記に記載いたします。
(1)	避難場所の絶対的な不足 ① 避難場所として1学区に1校の小中学校、及び公民館が指定避難所になると思うが、その地域の住民全てを収容できるとは思えず、避難所の数が足りないのは明らか。住民が安心して避難できるように、地区の人口をもとに避難所が十分に機能できるように緊急に対策を立てていただきたい。避難所を分散することも大事で、1か所の避難所に大勢の人を収容し、延焼に巻き込まれた場合大惨事になる。 ② 市が所有する建築物を老朽化、その他の理由で撤去する場合、空き地のまま残し、避難所として機能するようにしてほしい。延焼の遮断にもなる。 ③ 比較的広い敷地を持つ高等学校、広い駐車場を持つスーパーマーケットなどの商業施設についても対処してほしい。何よりも広い場所を地区内に分散して確保することが住民の命を守ることになる。	①③ 災害時の避難場所は「船橋市地域防災計画」で定めておりますが、宿泊可能な避難所として小中学校、公民館のほか、高等学校や大学についても指定しております。また、一時的な避難場所としては公園、競馬場の駐車場なども指定施設としております。その他、ご自宅の安全が確保できる場合は、避難所を活用する以外にも、在宅避難についても対応できるよう、日頃備蓄品等を備えていただくことの啓発活動を行っております。 また、平成29・30年度に実施した防災アセスメント調査（地震被害想定）をもとに、地区ごとに避難者数と避難所の収容人員などを含む災害・避難情報をまとめた地区別防災カルテを作成し、ホームページで公開していますのでぜひご覧ください。 避難場所については、今後も被害想定結果や立地状況の変化などを踏まえて必要に応じて見直してまいります。 ② 市が所有する公共施設等を何かしらの理由で廃止する場合の跡地の利用方法については、いただいたご意見も参考にしながら、住民ニーズや財政状況などを総合的に勘案しながら検討してまいります。
(2)	生産緑地について 2022年に生産緑地法に定められた営農義務期間が終わり、宅地化が	ご意見のとおり、生産緑地地区はこれを計画的に保全することにより、災害の防止にも役立てることができるものと考えております。指定後3

	可能となり、たくさんの生産緑地が失われることが考えられる。農家の方に「特定生産緑地」への手続きをお願いするとともに都市計画を見直し、少しでも多くの農地が残るようにしていただきたい。生産緑地は避難場所としてだけでなく、仮設住宅を建てる、救援物資の保管にも使える。災害が広域に及んだ場合には食料が不足する事が考えられるが、その際に農作物の耕作地としても使え、船橋市民の食糧の自給に役立つ。以上の事から、できるだけ多くの農地を残すことが市民の犠牲を少なくし、災害後の復興を早める方策の一つではないかと考える。	0年を経過する生産緑地については、土地所有者の意向を確認し、特定生産緑地の指定を進めてまいります。また、新規の生産緑地の指定を進めるため、法改正に伴い、土地の最低面積を500㎡から300㎡に引き下げることにについても検討しております。 また、本市には災害時の市民の安全確保と復旧活動に役立てる用地を確保することを目的とした、防災協力農地登録制度もありますので、併せて普及の促進に努めてまいりたいと考えております。
(3)	市街化調整区域について 昨今、市街化調整区域に住宅がたくさん建てられている。市街化調整区域では一般住宅建築の許可が下りないと聞いているが、2004年の要件緩和でハードルが低くなったのか。 この地域も生産緑地と同じく、少しでも多く空き地として残しておいてもらえたら、被災市民の救援に役立つと思う。	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ではありますが、法律では、「条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途に該当しないもの」については許可を得たうえで開発行為が認められています。本市においても平成14年（2002年）に「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例」を施行し、条例で定めた基準を満たす土地には専用住宅を建てるのが可能となっています。ただし、「市街化を抑制すべき区域」という本来の趣旨を踏まえ、また、いただいたご意見のように空き地の確保という点も考慮しながら、今後、市街化調整区域の土地利用のあり方を検討してまいりたいと考えております。
(4)	空き家を撤去し、有効活用 船橋市は非常に狭い道路が多く、特に住宅密集地など、平時でも緊急車両が入れない道路がたくさんある。大地震では必ずと言っていいほど大きな火災が発生する。長年放置された空き家を撤去し、緊急車両の駐車場所、救援活動、消火、延焼の防止に活用を考えていただきたい。	ご意見のとおり、大地震の際には、大規模火災が発生することが想定されます。本基本方針に示していますが、延焼の危険性がある市街地は市内全域に存在しますので、まずはステップ1の取り組みを進め、状況を見ながら空き家に対する取り組みについても検討してまいりたいと考えております。